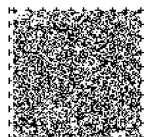
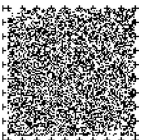


第 1 章 計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

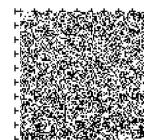
介護保険事業は平成12年に開始され、平成27年には16年目を迎えます。これまで、介護認定制度の変更や新しいサービスが追加されるなど、改善が図られてきましたが、高齢者の単身者や認知症の増加など、多くの課題を抱える社会環境により、介護を必要とする家庭にとって、なくてはならない制度として定着してきました。

現在、団塊の世代が65歳以上の老年期に達し、高齢者人口は急激に増加しています。平成27年度を計画期間の初年度とするこの第6期計画は、国において団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を念頭に、超高齢社会を乗り切るための最初の段階として位置づけ、特に地域包括ケアと医療と介護の連携の取り組みを本格化させていくとしています。

こうした中、新たに「地域医療介護総合確保推進法」（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）が成立し、要支援の軽度なサービスの一部を市町村へ移管することや、一定額以上の高額所得者に対する本人負担額を1割から2割へ引き上げるなど、制度面での改正点も見られます。

本市では、平成24年3月に『志木市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）』を策定し、「市民が支え 身近に実感できる 福祉のまちづくり」を基本理念として事業を展開してきたところです。

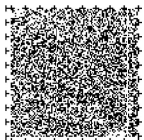
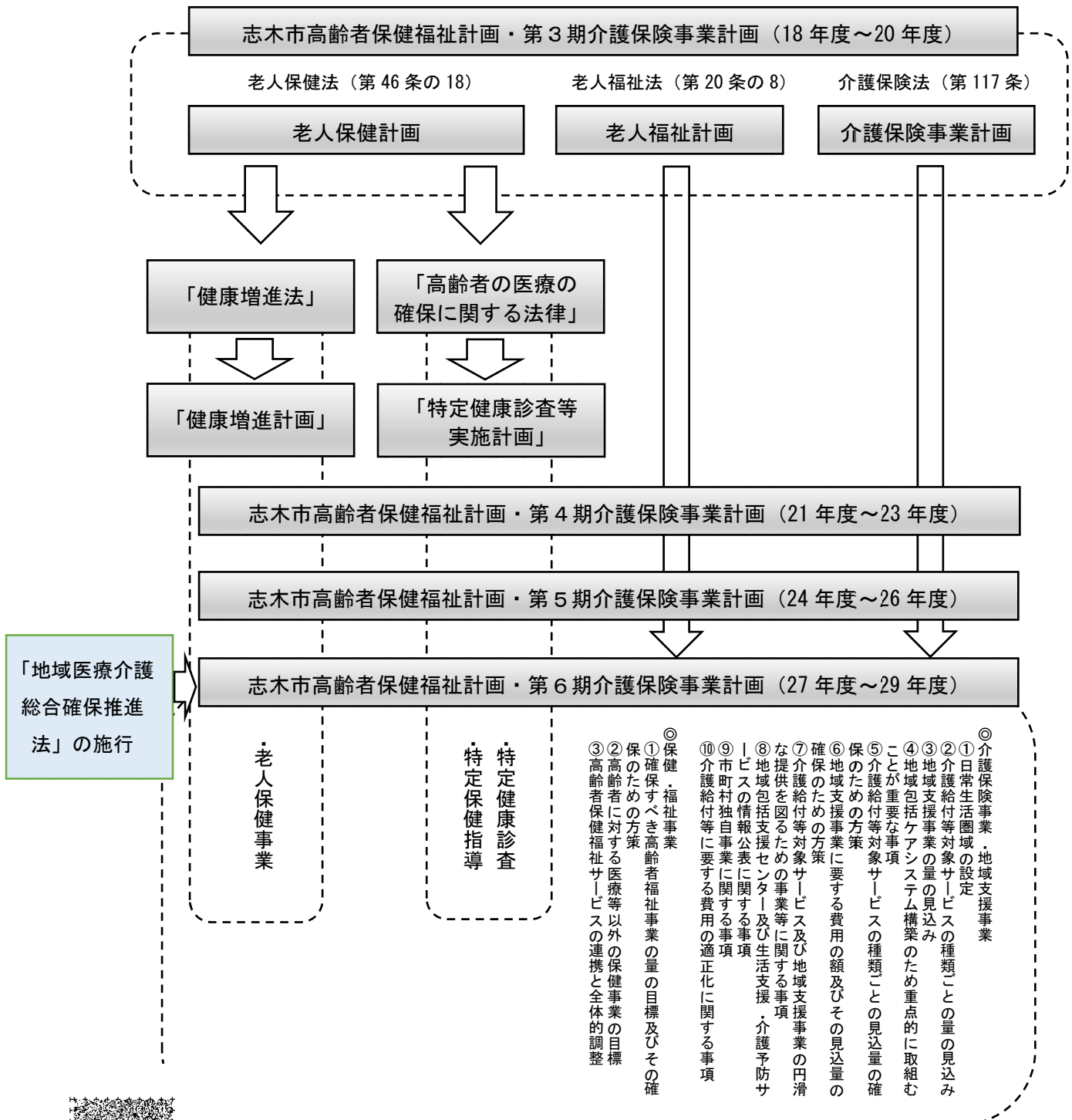
平成26年度は、第5期計画の最終年度であることから、これまでの計画の取組を踏まえ、第5期計画の進捗状況や介護保険サービスの利用状況などの実績、さらには、平成26年1月に実施した「日常生活圏ニーズ調査」の結果等により、明らかになった高齢者の生活実態と意向などを踏まえるとともに、引き続き、介護保険制度の健全かつ安定的な運営をめざし、新たな『志木市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）』を策定しました。



第2節 計画の位置づけ

本計画は、「志木市高齢者保健福祉計画」と「志木市介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

図表1 計画の位置づけ



(1) 「志木市高齢者保健福祉計画」の位置付け

「志木市高齢者保健福祉計画」は、本市の高齢者保健福祉に関する総合的計画として、本市の特性を踏まえるとともに、「志木市総合振興計画」等の上位計画と調和した計画です。

また、本計画は老人福祉法第20条の8に規定される「市町村老人福祉計画」として位置づけられます。

なお、老人保健法の改正により、老人保健事業は、「健康増進法」に基づく「健康増進計画」に、また、特定健康診査等については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査等実施計画」によることとされますが、本計画においては、高齢者の保健事業として内包しています。

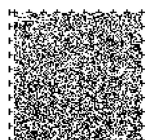
(2) 「志木市介護保険事業計画」の位置づけ

「志木市介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項に規定される「市町村介護保険事業計画」にあたるものです。

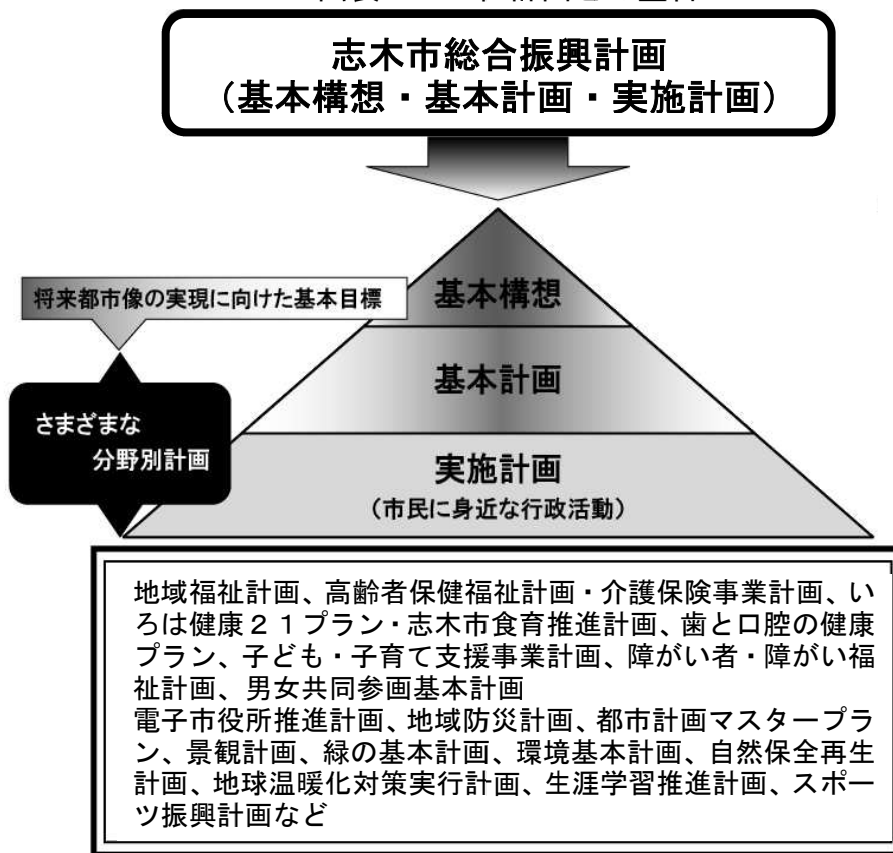
国の基本的な指針に基づき、他の計画との関係において、「市町村老人福祉計画」と一体のものとして作成され、医療計画、地域福祉計画、都道府県医療費適正化計画、健康増進計画、都道府県住生活基本計画、その他要介護者等の保健、医療または福祉に関する計画と調和を図っています。

(3) 上位計画との整合

本計画は、市の総合的な計画である「志木市総合振興計画」の下位計画に位置づけられます。また、「志木市地域福祉計画」及び「いろは健康21プラン（第3期）／志木市食育推進計画」、「志木市特定健康診査等実施計画」、その他の関連計画との整合性を図っています。



図表2 上位計画との整合

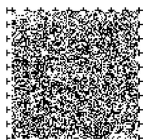


第3節 計画の期間

本計画は、「第6期計画」として平成27年度から平成29年度までの3年間を1期とする計画とします。

図表3 計画の期間

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
志木市高齢者保健福祉計画 志木市介護保険事業計画														
第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画			第7期計画		



第4節 計画策定に向けた取組及び体制

本計画の策定にあたり、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、高齢者等の市民参画を求め、幅広い意見の聴取を行っています。

(1) 高齢者等の現状を把握するための実態調査の実施

高齢者の健康や介護の状況、保健・福祉サービスの利用意向等を把握するため、平成26年1月に日常生活圏域ニーズ調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

(2) 「志木市老人保健福祉計画審議会」及び「介護保険事業計画策定委員会」による審議

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表等の参画を求め、「志木市老人保健福祉計画審議会」及び「介護保険事業計画策定委員会」を設置し、継続的な検討を重ねるとともに、幅広い意見を受け反映に努めました。

(3) 市民意見の聴取と計画への反映

市の条例に基づき、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、意見公募手続き（パブリックコメント）を実施しています。

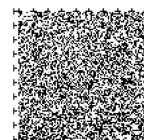
第5節 主要な制度の改正点

効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）が平成26年6月に成立しました。

同法及び国から示されている介護保険制度及び高齢者施策に関する主な改正点は次のとおりです。

地域包括ケアシステムとは？

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの支援が自助・互助・共助・公助の方法で一体的に受けられるしくみであり、この体制づくりを団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）までを目途に、構築することを目標としています。



(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指し、①から⑤までの地域支援事業の充実を図るとともに、「介護」、「医療」、「予防」という専門的サービスと「住まい」、「生活支援・福祉サービス」の5つの要素を「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の方法で、総合的に連携を持って整備していくことになりました。

- ① 全国一律の介護予防給付の訪問介護、通所介護のうち、要支援1・2を対象に市が実施する地域支援事業に移行
- ② 在宅医療・介護連携の推進
- ③ 認知症施策の推進
- ④ 地域ケア会議の推進
- ⑤ 生活支援サービスの充実・強化

(2) 特別養護老人ホームへの入所要件の変更

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定し、中重度の介護者を支える施設としての機能が重点化されます。

(3) 低所得者の保険料軽減の拡充

新たな公費負担により、非課税世帯（所得段階第1～第3段階）の保険料が軽減されます。

(4) 一定以上所得者の利用者負担の引上げ

一定以上の所得がある方が介護サービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。

(5) 特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の変更

非課税世帯の方が、特別養護老人ホーム等の施設サービスを利用したとき、食費・居住費を補足する「特定入所者介護（予防）サービス費」の支給要件が変更になります。

